

意見の聴取通知書	
第	号
年	月
殿	印
あなたに対する右記の理由による免許の取消しに係る道路交通法第 条	
の効力の停止	
第 項の規定による意見の聴取を次のとおり行いますので通知します。	
期日	年 月 日 (曜) 時 分開始
場所	( ) 会場
処分をしようとする理由	

受領書		
大阪府公安委員会 殿		
大阪府警察本部長		
意見の聴取通知書を	年 月 日	確かに受領しました。
住 所	印	
氏名	印	
電 話 ( )	印	

(裏面)

備考

- 1 この意見の聴取の通知は、運転免許の取消しの効力の90日以上の停止の対象となる方に對して行われるもので、あなた又はあなたの代理人が出頭して、事案について意見を述べ、かつ、有利な証拠を提出することができます。  
なお、意見の聴取後に処分が決定され、当日から処分が始まりますので、自動車又は原動機付自転車を運転しないで来てください。
- 2 あなたが代理人を意見の聴取に出頭させようとするときは、代理人1人を選任し、意見の聴取の期日までに、代理人資格証明書を提出してください。
- 3 あなた又はあなたの代理人が正当な理由がなく出頭しなかったときは、意見の聴取を行わないで処分を決定しますので、意見の聴取の期日以降1週間以内に自動車又は原動機付自転車を運転しないで処分を受けに来てください。
- 4 あなたが補佐人とともに出頭する場合は、所定の補佐人出頭許可申請書を意見の聴取の期日までに提出して許可を受けてください。
- 5 病気その他やむを得ない理由があつて、意見の聴取の期日又は場所の変更を求める場合は、意見の聴取の期日の前日までに理由を明らかにした書面を提出し、変更を申し出ることができます。
- 6 この通知書のほか、印鑑、運転免許証（停止処分中の場合は、運転免許停止処分書）を持参してください。

(案内図)